

第2版

平成21年度

# アビリティーUP支援事業

のご案内

平成21年 6月

三重県生活・文化部 勤労・雇用支援室

## 目次

ページ	
1	「アビリティUP支援事業」とは
2	対象資格と助成金の額
3	手続きについて
9	県内の実施機関一覧
12	当制度の注意事項
13	利用認定申請書
14	申告書
15	ハローワーク就職活動記録証明願
17	三重県求職者総合支援センター就職活動記録証明願

### ご注意

この制度を利用して、助成金の支給を希望される方は、かならず対象資格・免許の**受講手続き前**に、県に利用認定の申請手続きをしていただく必要があります。

利用認定の前に入校・受講開始された方には、いかなる理由であっても助成金の支給はできません。

## 「アビリティーUP支援事業」とは

仕事をお探して、一定の条件をみたす方が、県の指定する、就職に有利となる資格・免許を取得した場合、助成金を支給します。

このことにより、仕事探しの選択肢をひろげ、早期の再就職につなげます(再就職の支援のための制度であり、資格取得のための制度ではありません)。

対象資格・免許は、10種類の資格・免許となります(2ページ参照)。

この制度は、平成21年度末(平成22年3月末)まで実施しますが、募集定員に到達した場合には事業終了となります。

なお、この制度をご利用いただけるのは、以下の条件を全て満たす方に限ります。

- Ⅰ 申請時及び受講開始日現在、三重県内に在住していること
- Ⅰ 申請時及び受講開始日現在、満18歳以上65歳未満であること
- Ⅰ 申請時及び受講開始日現在、県内のハローワークで求職登録をし、継続的に求職活動をしていること(注1)
- Ⅰ 申請時及び受講開始日現在、失業中であること(注2)
- Ⅰ 取得した資格を活かして、早期に就職する意思があること
- Ⅰ お一人につき、1資格・免許限りの利用であること

注1 たとえば、次のような方は、失業中であっても「求職中」とはみなされませんので、働くことのできる状態になってから申請してください。

病気・けがで療養中である。

介護等が必要な家族がいて外出できない。

注2 「失業中」とは、申請時及び受講開始日現在で労働の形態を問わず、仕事をしていない状態のことをいいます。したがって、パート・アルバイト・派遣労働などを行っている方、個人で事業を営んでいる方、農業・漁業等を行っている方、現在学生の方等は、失業中とみなされず、お申し込みいただけません。また、離職予定の方も、在職している間は失業中とは見なされません。

## 対象資格と助成金の額

対象となる資格・免許と助成金の額は下表のとおりです。

資格・免許の名称	助成金の額(上限)
大型自動車第一種免許	185,000円
大型特殊自動車免許	47,000円
大型自動車第二種免許	171,000円
普通自動車第二種免許	122,000円
けん引自動車第一種免許	75,000円
フォークリフト運転技能講習	13,000円
小型移動式クレーン運転技能講習	11,000円
高所作業車運転技能講習	17,000円
中型自動車第一種免許	95,000円
中型自動車第二種免許	186,000円

表に掲げる10種類の資格・免許のいずれか1つを取得した場合に、それぞれに対応する助成金を支給します。助成できるのは、1人につき1つの資格または免許のみとなります。

対象となる資格・免許を取得いただいた場合に、自動車学校等へ支払った経費の50%を助成します。

ただし、助成額は、上の表の金額が上限となりますので、必ずしもかかった経費の50%とならない場合があります。

なお、受講費用は各実施機関で異なります。また、現在所持している免許、通学するコース・プラン等によっても必要経費は異なります。詳しくは、9～11ページに記載の各機関・学校にお問い合わせください。

# 手続きについて

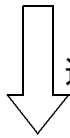
申請から資格・免許の取得、助成金の支給までには、以下の手順で進めていただくことになります。具体的な手続き方法については、4ページ以降をご覧ください。

## 1. 利用認定の申請手続き(P4～)



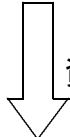
申請書および添付書類を提出していただきます

## 2. 県の認定通知(P6～)



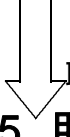
通知書の到着後、自動車学校等で受講手続きをしていただきます

## 3. 受講開始(P6～)



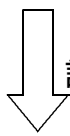
資格・免許を取得するために通学・受講していただきます

## 4. 資格・免許の取得(P8～)



取得後は40日以内に請求手続きをしていただきます

## 5. 助成金請求手続き(P8～)



請求書および添付書類を提出していただきます

## 6. 助成金の支給(P8～)

県から助成金を支給(銀行振り込み)します

取得した資格は就職活動にお役立てください

## 1. 利用認定の申請手続き

13ページに添付の「アビリティUP支援事業助成金利用認定申請書」(以下「申請書」といいます。)に、必要事項を記入し、添付書類を添えて、下記のところに提出してください(郵送または持参)。

(郵送の場合の送付先)

〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県生活・文化部 勤労・雇用支援室 能力開発グループ  
アビリティUP支援事業助成金係

(持参の場合)

三重県庁8階 生活・文化部 勤労・雇用支援室  
月曜～金曜(祝日および年末年始を除く)  
8:30～12:00および13:00～17:00の間  
または  
四日市市浜田町4-20 JA三重四日市ビル  
三重県求職者総合支援センター  
電話059-325-6125  
月曜～金曜(祝日および年末年始を除く)  
8:30～17:00の間

**すでに受講を開始している場合は、当制度の対象とはならず、助成金を受給できません。**

### 申請書記入にあたってのご注意

黒色のペン・ボールペン等の筆記具を使用し、わかりやすくはっきりとご記入ください。  
住所・名前・連絡先を記入し、押印してください。訂正箇所がある場合は訂正印も必要です。  
受講場所は、ご自分で都合の良い実施機関を選んでご記入ください。なお、受給資格が認定された後は、受講場所の変更はできません。

受講予定期間は、9～11ページに記載の実施機関に問い合わせ、受講日数の見通しを立てて設定してください。なお、下記のような場合は修正を求めたり、認定しないことがあります。

例1: 標準的には1か月程度で取得可能な大型一種免許を、4か月として申請

受講期間が極端に長すぎる

例2: 6か月後に開催される講座の申請

受講までの待機期間が極端に長い

ただし、6ページで説明するとおり、利用認定の通知があるまでは受講・入校手続きをしないでください。

## 申告書(申請書の裏面)について

利用条件に確かに当てはまる場合、および確認事項に該当または同意する場合は、左側の欄にチェック(「レ」印)を入れてください。

利用条件をすべて満たしていない場合は認定できません。また、確認事項のすべてにチェックがない場合は認定できないことがあります。

記載内容に間違いがなければ、日付の記入・署名・押印してください。

認定後ただちに受講開始できることが、認定の条件となります。したがって、申請の段階で健康・身体上の都合、資金的な都合、家庭の事情等により、ただちに受講開始できないことが明らかな場合は、申請をご遠慮ください。

## 添付書類について

運転免許証又は住民票の写し

住所、名前、年齢を確認するためのものです。住所変更等、記載事項に変更がある場合は、変更箇所がわかる部分の写しも添付してください。

雇用保険受給資格者証またはハローワークカード(求職受付票)の写し

現在求職中であることを確認するための書類です。申請書を提出する時点で有効なもの(登録・発行から3か月以内)の写しを添付してください。

雇用保険を受給中の方は、雇用保険受給資格者証の表(表題のある面)・裏(顔写真の添付された面)の両面の写しを添付してください。

ハローワークカードには「求職登録日」が記載されるため、有効な求職登録であっても3か月以上前の日付が表示される場合があります。この場合は、別添の「ハローワーク就職活動記録証明願」によりハローワークで証明を受けるか、もしくは、「三重県求職者総合支援センター就職活動記録証明願」により三重県求職者総合支援センターで証明を受け、その原本を提出してください。

公共職業訓練を受講しており、雇用保険受給資格者証等がお手元にはない方は、職業訓練の「受講指示書」の写しを添付してください。

申請書および添付書類に不備がある場合、本人に問い合わせをおこなったり、受理できないものとして返送する場合があります。また、ハローワークなどの関係機関に、個人情報(求職状況など)の照会を行う場合があります(本人の同意を前提とします)。

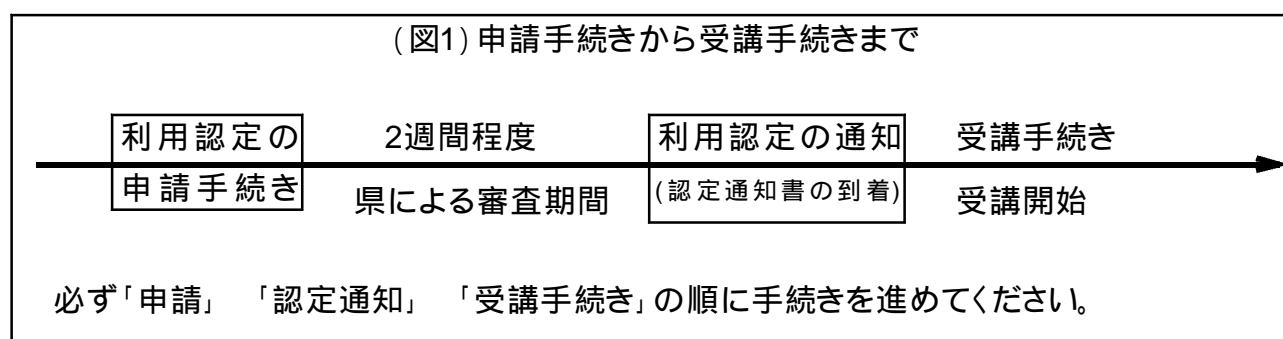
なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

## 2. 県の認定通知

利用のための条件をすべて満たし、申請書類に不備がなければ、申請から約2週間程度で県から「アビリティUP支援事業助成金の受給資格認定について(通知)」(以下「認定通知書」)が届きます。当助成金の利用認定者であることを示す書類ですので、助成金が支給されるまで大切に保管してください。認定通知書には、講習を受ける機関・施設と、助成金の支給予定額が記載されています。

提出書類に不備がある場合などは、認定通知書の発行にさらに時間がかかることがありますので、書類の記入には十分ご注意ください。

申請書を提出しただけでは、当制度を利用できるわけではありません。認定通知書が到着するまでは、受講手続きを完了しないよう、くれぐれもご注意ください(図1参照)。認定前に受講を開始した場合は、当制度の対象とはならず、助成金を受給できません。申請書の提出にあたっては、受講開始まで十分余裕を持って期間を設定してください。



## 3. 受講開始

「認定通知書」が届いたら、すみやかに指定された実施機関で受講を開始してください。また、受講開始後はできるだけ早期に資格・免許を取得できるよう、講習・教習に取り組んでください。なお、以下の点にご注意ください。

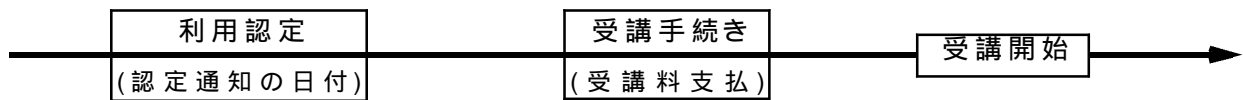
受講申込みは、申請者本人名義でおこなってください。なお、受講料支払いの際には、必ず本人の名前の記載された領収書の発行を受け、請求まで大切に保管してください(助成金請求の際に必要となります)。

講習の修了証又は免許証の取得が、助成金支給の条件となります。つまり、資格・免許を取得するまでは申請者の立て替え払いとなります。講習を途中で取りやめた場合や、たんに自動車学校等を卒業しただけの場合には、助成金は支給できません。

受講の開始前に就職(アルバイト・パート等を含みます)した、あるいは就職が内定した場合には、本制度の対象者ではなくなり、助成金の支給ができなくなります。ただし、資格が取得できなくなるわけではありません(全額自己負担となります)。したがって、就職・就職内定した場合には、早急に当室までご連絡ください。

ただし、受講途中(受講開始後)の就職は、「資格を取得することを前提に採用された」とみなし、認定の取り消しをすぐにはおこないません(図2の の場合)。ただし、資格・免許の取得が大幅に遅れることのないようお願いします。

(図2) 利用認定と受講手続き・開始日の関係( ~ は就職日を表します)



利用認定前の就職...支給できません

認定後、受講手続き前...支給できません

受講開始前...支給できません

受講中...資格・免許が早期に取得できれば支給できます

なお、就職しているにもかかわらず、当室に連絡のないまま資格・免許を取得し、助成金を受給した場合( , , の場合)には、不正な受給とみなされます。この場合、不正に受給した金額の返還および加算金の納付が命ぜられ、悪質な場合は刑罰の対象となることがあります。

講習の進み具合や実施機関の混雑、その他やむを得ない理由により、予定講習期間内に資格・免許を取得できなかった場合には、受講期間延長の手続きが必要となります。電話・FAX・郵便等で、受講期間延長の旨お申し出ください。延長の連絡がない場合、助成金受給資格を放棄したとみなし、認定の取り消しをおこなう場合があります。

ただし、正当な理由のない延長は認められない場合があります(下記参照)。

#### 正当な理由として認められる例

(受講に困難があることが、申請時点で予測できなかった場合)

受講機関の混雑により、受講が計画通り進まない。

卒業検定に合格せず、補習を受けている。

認定後、不慮のケガ・病気や身内の不幸があった。

#### 認められない例

(資格・免許を取ってもすぐに働ける状態ではないことが明らかな場合)

介助等が必要な家族がおり、もともと外出できない状態だった。

受講に不都合のあるようなケガ・病気等を、申請時からしていた。

(受講に困難があることが、申請時点で明らかな場合)

受講のための資金が手元にないため、認定を受けたが受講手続きができないまま、予定講習期限を迎えてしまった。

## 4. 資格・免許の取得

資格・免許の中には、すべての講習を修了することで取得できるものと、修了(卒業)したうえで、検定・試験をさらに受けることにより取得できるものがあります。詳しくは、講習実施機関にお問い合わせください。

修了証・免許証が発行されたら、40日以内に請求手続きをおこなってください。

## 5. 助成金請求手続き

認定通知書とともに送付される「アビリティUP支援事業助成金請求書」に、必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、資格・免許取得後40日以内に当室まで提出してください(郵送または持参)。

### 添付書類

発行された「修了証」「免許証」の写し

受講費用にかかる「領収書」の写し

## 6. 助成金の支給

提出された書類を当室で審査したうえ、不備がなければ提出から2週間程度で、認定通知書に記載された額の助成金を支給します。助成金の支給が決定すると、「支給決定通知書」が発行され、本人名義の金融機関口座への助成金が振り込まれます。なお、書類の記入についてご不明な点がございましたら、当室までお問い合わせください。

以上で、資格取得と助成金の請求手続きは終了となります。取得した資格は、就職活動にお役立てください。

なお、資格・免許の取得からおよそ3か月後に、就職活動状況についてアンケート調査を実施します。必ずご協力いただくようお願いいたします。



## 県内の実施機関一覧(問い合わせ先)

制度の利用申請にあたっては、受講場所(機関・学校)と、おおよその受講期間・受講費用についてご記入いただくことになります。申請書を提出する前に、受講予定の実施機関・自動車学校にお問い合わせください。ただし、その際に受講手続きを完了しないよう、ご注意ください(利用認定の前に手続きを完了されると、助成金は支給できません)。

県(勤労・雇用支援室)は、資格・免許の取得に関する講習の実施、免許・修了証の発行については、受付を行っておりません。

### フォークリフト運転技能講習を希望の方

#### 県内登録教習機関一覧

名称	住所	電話番号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部	津市桜橋3 - 53 - 11 三重県トラック会館内	059 - 225 - 0356
(有)紀伊自動車学校	南牟婁郡御浜町下市木94 2 - 2	05979 - 2 - 1073
(株)東海テック自動車学校 三重校	鈴鹿市磯山町1丁目17番 8号	0120 - 93 - 7098
長島総合自動車学校	桑名市長島町西外面130 6番地	0594 - 42 - 0511
名張自動車学校フォークリフト部	名張市西原町2463	0595 - 65 - 3070
亀山自動車学校	亀山市井尻町667 - 1	0595 - 82 - 0112
(株)津ドライビングスクール	津市博多町3 - 15	059 - 224 - 0188
上野自動車学校	伊賀市野間233	0595 - 21 - 1000

## 高所作業車運転技能講習を希望の方

### 県内登録教習機関一覧

名称	住所	電話番号
社団法人 三重労働基準協会連合会	津市上浜町1丁目293 - 4 三重私学青少年会館内	059 - 227 - 1051
建設業労働災害防止協会 三重県支部	津市桜橋2 - 177 - 2 三重県建設産業会館内	059 - 227 - 5922
三重県建設労働組合	津市島崎町548 三重建労会館	059 - 224 - 1001
(株)東海テック自動車学校 三重校	鈴鹿市磯山町一丁目17番 8号	0120 - 93 - 7098
職業訓練法人 鈴鹿建設 職業訓練協会	鈴鹿市矢橋一丁目21番1 号	059 - 382 - 1521

## 小型移動式クレーン運転技能講習を希望の方

### 県内登録教習機関一覧

名称	住所	電話番号
社団法人 日本クレーン協会 三重支部	津市雲出長常町1138 - 9 津鉄工団地内	059 - 238 - 2727
三重県建設労働組合	津市島崎町548 三重建労会館	059 - 224 - 1001
(株)東海テック自動車学校 三重校	鈴鹿市磯山町一丁目17番 8号	0120 - 93 - 7098

大型一種、大型二種、大型特殊、中型一種、中型二種、普通二種、けん引一種免許を希望の方

県内自動車学校一覧  
(対象資格の教習を実施している自動車学校)

名称	住所	電話番号	大型 一種	大型 二種	大型 特殊	中型 一種	中型 二種	普通 二種	けん引 一種
長島総合自動車学校	桑名市長島町西外面1306番地	0594-42-0511							
北勢自動車学校	桑名市安永992番地	0594-23-2525							
川越自動車学校	三重郡川越町豊田一色522番地	059-364-4188							
四日市自動車学校	四日市市新正3丁目7番6号	059-353-0151							
亀山自動車学校	亀山市井尻町667番地の1	0595-82-0112							
津ドライビングスクール	津市博多町3番15号	059-224-0188							
三重中央自動車学校	津市高茶屋四丁目48番8号	059-234-2175							
松阪自動車学校	松阪市松ヶ島町12番地	0598-51-0026							
松和自動車学校	松阪市大口町1624番地の1	0598-51-1907							
三重県南部自動車学校	伊勢市小俣町元町1648番地10	0596-23-1155							
尾鷲自動車学校	尾鷲市光ヶ丘12番18号	0597-22-0485							
紀伊自動車学校	南牟婁郡御浜町下市木942番地2	05979-2-1073							
上野自動車学校	伊賀市野間233	0595-21-1000							
名張自動車学校	名張市西原町2463	0595-65-3070							

## 当制度の注意事項

この制度は、就職の支援が目的であって、資格を取ることの支援が目的ではありません。したがって、資格を取得し、その資格を活かしてただちに就職活動に活用する予定のない方にはご利用いただけません。

「求職中」とは、「現在職についていないが、仕事が見つければただちに働ける状態」を指します。たとえば次のような方は、失業中であっても「求職中」とは見なされませんので、働くことのできる状態になってから申請してください。

病気・けがで療養中である。

(治療を優先し、就業のメドをつけてから申請してください)

介護等が必要な家族がいて外出できない。

(就業できるメドがたってから申請し、資格・免許を取得してください)

また、上記のような理由のほか、正当な理由がない場合には、利用資格・受講期間の延長が認められないことがあります。

資格を取れば就職が保証されるわけではありません。事業所によっては、免許の有無以外にも、運転の経歴や年齢等の条件を設けている場合もあります。また、希望の待遇条件(給与・勤務時間等)とそぐわない場合もあります。せっかく取得した資格を活かすためにも、事前によく調べたうえで、計画的に資格を取得することをおすすめします。

申請は正しく行ってください。受給資格認定の申請や助成金の請求につき、虚偽・不正の行為により当助成金の支給を受けようとした場合には、当助成金を支給しません。すでに支給を受けている場合には、不正に受給した金額の返還に加え、加算金に相当する額の納付を命ぜられることがあります。なお、悪質な場合には、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

# アビリティーUP支援事業助成金 利用認定申請書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

申請者

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日

電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_

私は、アビリティーUP支援事業助成金を受給したいので、同事業実施要領第4条の規定に基づき、関係書類を添付し、下記のとおり当助成金受給資格の認定を申請します。なお、私は申告書(裏面)に記載の「利用条件」をすべて満たし、また確認事項に同意します。

記

取得を希望する 資格・免許名	大型一種 大型特殊 大型二種 普通二種 中型一種 中型二種 けん引 フォークリフト 小型移動式クレーン 高所作業車
講習実施機関名	
受講予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
受講経費	円 <small>(実施機関に問い合わせのうえ、取得に必要と予測される費用をご記入ください)</small>

## 添付書類

運転免許証又は住民票の写し(記載事項の変更がある場合は裏面も)

雇用保険受給資格者証の写し(表裏両面)または、ハローワークカードの写し( )

3か月以上前の日付の記載されたハローワークカードをお持ちの場合は、別添の「ハローワーク就職活動記録証明願」により証明を受けるか、もしくは、「三重県求職者総合支援センター就職活動記録証明願」により三重県求職者総合支援センターで証明を受け、その原本を提出してください。

## 申告書

下表の「利用条件」を満たしている場合は、チェック欄に「レ」を記入してください(すべて満たしている必要があります)。

チェック	利用条件
	私は、三重県内に在住しており、18歳以上65歳未満である。
	私は、ハローワークに求職登録をしたうえで、求職活動中である。
	私は現在、失業中である。
	私は、1資格・免許の利用しかしない。
	私は、取得した資格・免許を生かして就職する意志がある。

また、下表の「確認事項」に該当または同意する場合は、チェック欄に「レ」を記入してください(すべて同意いただけない場合、認定できないことがあります)。

チェック	確認事項
	資格・免許の受講申込み(自動車学校の入校手続き、フォークリフト等の講習の受講手続き)は、まだ済ませていない。
	私は、認定を受けた後はただちに資格・免許を取得できる状況である。 (現在、体調・金銭面等で受講に支障のある状態ではない)
	私はできるだけ早期に資格・免許を取得する意思がある。
	申請・請求内容に疑義が生じた場合、県は申請書・請求書・添付書類の記載内容につき、関係機関(ハローワーク・講習実施機関等)に申請者の個人情報照会することがあるが、私はこれに同意する。
	申告に虚偽の内容があった場合は、受給資格は無効となることに私は同意する。
	助成金受給後に虚偽の内容が明らかとなった場合は、私は受給した助成金を返還し、さらに加算金を納付する。

上記の事項に相違ありません。

平成 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

ハローワーク就職活動記録証明願

公共職業安定所長 様

平成 年 月 日

住 所

申請者氏名

印

( 電話番号 )

下記の事項について証明願います。

記

1. 求職申込年月日 平成 年 月 日

2. 求職活動内容等

来所日	相談の事項(該当する項目に 印)
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 印



三重県求職者総合支援センター就職活動記録証明願

三重県求職者総合支援センター 様

平成 年 月 日

住 所

申請者氏名 印

(電話番号 )

下記の事項について証明願います。

記

1. 求職申込年月日 平成 年 月 日

2. 求職活動内容等

来所日	相談の事項(該当する項目に 印)
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介
平成 年 月 日	職業相談 ・ 職業紹介

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

三重県求職者総合支援センター 印



アビリティUP支援事業に関する問い合わせ先  
(担当部署)  
三重県生活・文化部 勤労・雇用支援室  
能力開発グループ

〒514-8570  
三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2465  
FAX 059-224-2455

